

第12回 大垣市都市計画景観審議会議事録

(平成28年10月14日)

第12回 大垣市都市計画景観審議会議事録

第12回大垣市都市計画景観審議会を、平成28年10月14日（金）市役所3階合同委員会室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

議 題

- 1 大垣市都市計画マスタープランの策定について
- 2 大垣市立地適正化計画の策定について

本日の委員の出欠席は、次のとおりである。

出席委員

石原会長、車戸委員、坂委員、横幕委員、高橋委員、岩井哲二委員、
田中孝典委員、空委員、中田委員、冠者委員、木内委員、

宗宮委員（代理出席：交通第一課長 谷口淳）、神谷委員、
岡田委員、馬淵委員

欠席委員

岩井豊太郎委員、小松委員、高木委員、田中久志委員、溝口委員

本日の会議出席者は、次のとおりである。

都市計画部長	田中 裕
都市計画課長	關 琢磨
都市施設課長	廣瀬 勝典
都市計画課主幹	西脇 好尚
都市計画課主幹	平野 暁
都市施設課主幹	佐原 利孝
都市施設課主幹	佐久間 秀

本日の書記は、次のとおりである。

都市計画課主査	臼井 俊介
都市計画課主事	藤井 啓人

(開会時刻 午後1時00分)

事務局
(都市計画課長)

それでは、改めまして、皆さんこんにちは。
定刻となりましたので、ただいまから第12回大垣市都市計画景観審議会を開催させていただきます。本日進行を務めます、都市計画課の關と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本日は、岩井豊太郎委員、小松委員、高木委員、田中久志委員、溝口委員、以上5名の方がご都合によりご欠席でございます。

また、大垣警察署の宗宮委員はご都合によりご欠席でございますが、交通第一課長の谷口様に代理でご出席をいただいております。よろしくお願いいたします。

委員さんの2分の1以上のご出席をいただいておりますので、大垣市都市計画景観審議会設置条例第6条第3項の規定によりまして、会議が成立いたしておりますので、ご報告を申し上げます。

本日、委員の皆様には、本年8月に審議会委員にご就任いただきまして、最初の審議会ということになります。

本来であれば、市長が委員の皆様方お一人お一人に任命書をお渡しさせていただくのが本意でございますが、今日、都合により欠席でございますので、お手元の方に任命書をお配りさせていただいております。何卒ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

ご就任いただきまして、今後2年間お世話になります、よろしくお願いいたしますと存じます。

また、委員の皆様方、自己紹介ということも考えましたが、お手元の方にお配りしてございます名簿の方をもちまして、ご紹介にかえさせていただきますので、ご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、諮問者であります市長に代わりまして田中都市計画部長より、ごあいさつを申し上げます。

事務局
(都市計画部長)

皆さんこんにちは。
お忙しい中、第12回の都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

折角の機会ですので、少し私ども計画部の事業について報告をさせていただきますと思います。

まず1点目に、街中の中心市街地のまちづくりですが、9月22日に駅前の再開発、こちらの方の再開発ビルの竣工が終わりまして、北棟マンション棟の2階に子育て支援施設ですけれども、キッズピア大垣がオープンいたしました。この事業に合わせまして、来年29年度でございますが、市の方で、東側のエリアですね、面積にして約1,100㎡くらいになりますが、今、資材置き場になっているところでございます。今、囲ってございますが、その場所を市の方で整備をしていきたいと思っております。イメージとしては、井戸を掘りまし

て、親水性のある公共空間を作っていきたいと思っています。また、JR東海さんともこれまで協議をしてまいりました駅南口のエスカレーターなのですが、現在は上りのエスカレーターしかございませんが、下りのエスカレーターの整備ということで、JR東海さんに要望しまして、ようやく8月から工事に着工いたしました。今、囲い込みしながら工事を行っておりますので、下りの新設と合せて、上りのエスカレーターもかなり経過年数がきておりますので、そちらの方も合わせて更新をしていきたいと思っています。来年の3月末までには、上り下り工事が終われるように進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そして、駅南地区、駅通りのところに、皆さんもご存じのとおり老朽化した共同ビルがいくつかございます。そういった耐震性のないビルがございませぬので、まちなかの活性化も含めて、次の再開発の候補地として、大垣城の東側のエリアです、郭町東西街区といひませぬけど、約1.5ヘクタール、駅通りを挟んで東側と西側のエリアがございませぬが、そちらの方を次の候補地として検討しております。イメージとしては、お城の前に大きな広場がありませんのでお城が見えな、両側にお店があつてお城がなかなか見えないという空間になつていませぬので、お城の周りを広い広場にしていきたいといひませぬので、そうすると公共用地を捻出しなければなりませんので、まずは、土地区画整理を行つた上で、公共用地を確保して、その後、再開発事業と駅通りの東側に再開発ビルを建てるといひませぬので、今、構想づくりをしていませぬ。

地権者は約50人とかなり多くございませぬので、地権者の合意形成を進めていませぬところございませぬ。

それと、あまりいいことではなかつたのですが、9月26日に代官町地内で古い建物が自然倒壊した事故が発生しました。こちらについては、かなりマスコミ等でも大きく報道されたんですが、築95年といひませぬので、かなり老朽化した建物でした。長屋ですが、以前から市の建築課の方は指導してまいりまして、所有者の方も早く解体したいといひませぬ意向があつたのですが、一人そこで住んでみえる方、正確にいひませぬと占有者ですが、なかなか退去されないといひませぬ状況の中で、自然倒壊したといひませぬ事案でした。

今回、たまたま幸ひ、家の中に人がいないかつたものから大事故に至らなかつたんですが、今回の教訓を踏まえて、私ども市としては、空き家も含めて、危険建築物については指導の方を強化してまいりたいといひませぬと考えております。

それでは、本日の議案ですが、今日、お手元に資料の方をお配りさせたいと思ひませぬ。議題としては3点ございませぬ。1点目は大垣市

の都市計画区域内の土地利用の基本方針を定めるマスタープラン。今、大垣市単独のマスタープランはございません。近隣の町さんとの広域のマスタープラン、これは県の方が策定しているのですが、大垣市単独の土地利用を図るマスタープランがありませんので、こちらの方を今年1年間で作ってまいりたいということで、今日はその案をまとめましたので、提案させていただきたいと思います。

それと2点目なんですが、少子高齢化、人口減少という時代に対応したコンパクトシティを目指すというところで、立地適正化計画の案、これは国交省が全国の自治体に呼びかけて作っているのですが、今後、基盤整備を進めるにあたって国の交付金を活用しようと思いますと、この立地適正化計画の中で事業を位置づけないと、なかなか補助採択が難しくなるだろうと、そういうことから是非とも、立地適正化計画を作ってまいりたいと思っています。

これについては、今年来年の2か年で計画策定を進めてまいりたいと思います。

今日はまだすべてではございませんが、中間的なところで案をまとめましたので、こちらの方も議題として挙げさせていただきました。

それと最後に3点目なんですが、長年ずっと課題になっています都市計画道路の見直しについてということで、個別路線の方針ではなくて、全体的な基本方針をまとめましたので、そちらの案についても、今日、議題として提出させていただきました。

3項目ともたいへんボリュームがございますので、今日1回で審議が終わるのではなくて、今後継続審議という形で、皆さま方にはご意見を賜りたいと思います。

今後とも、都市計画行政につきまして、皆さま方のご支援、ご協力の方を賜りますようお願い申し上げ、あいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

それでは、ここからは、本来であれば会長に議事の進行をお任せするところがございますが、今回は、ご就任いただいて最初の審議会ということで、会長・副会長が現在決まっておられません。会長・副会長が決まるまでの間は、事務局の方で進めさせていただきます。

まず、お手元の議案集の最初にごございます「会長の選任について」ということでございますが、大垣市都市計画景観審議会設置条例第5条の第1項に規定しております、会長さんは、学識経験者の中からお選びいただくということになっております。お手元に名簿がお配りしてございますが、学識経験者9名の中から、皆様でご選任をいただくこととなります。

それでは、いかがお取り計らいしたらよろしいか、お諮りしたいと思

います。

高橋委員

はい。

事務局
(都市計画課長)

はい。高橋委員。

高橋委員

石原先生にお世話になったらどうですか。

事務局
(都市計画課長)

ただいま、石原委員さんのご推薦がございましたが、皆さんどうでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

事務局
(都市計画課長)

それでは、ご異議なしということですので、会長は石原委員さんと決定させていただきます。

それでは、会長席の方へお願いをいたします。

早速で誠に申し訳ございませんが、就任されたご挨拶を賜りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

石原会長

委員の皆さま方、こんにちは。

岐阜経済大学の石原です。よろしく願いいたします。

先ほど、田中都市計画部長様からお話がありましたように、当審議会に課された課題は、たいへん重要ですので、皆様方のご協力を得て、会議を円滑に進めてまいりたいと思います。

どうぞご協力のほどよろしく願いいたします。

では、簡単ですが、ごあいさつに代えさせていただきます。

事務局
(都市計画課長)

ありがとうございました。

続きまして、副会長でございますが、条例第5条の第2項に規定しております。会長が委員のうちから指名するということになっております。石原会長さんからご指名をお願いいたしたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

石原会長

車戸委員さんをお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

ただいま、石原会長からご指名がございましたように、車戸委員さんに副会長をお願いいたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、副会長席の方へお願いをいたします。

それでは、たいへん申し訳ございませんが、ご就任の挨拶の方をよろしくお願いいたします。

車戸副会長

大垣商工会議所まちづくり特別委員会から出向しております車戸です。都市景観、都市計画等は、私の職業上比較的、一般の方々よりもしっかり理解できておるかと思っております。石原会長をサポートしながら、微力ではございますが、大垣市のよりよい発展と、住みよいまちづくりのために副会長の任を務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

ありがとうございました。

では、これよりの議事は、条例第6条第2項の規定によりまして、会長が審議会の議長となります。

石原会長よろしくをお願いをいたします。

石原会長

それでは、議事を進行させていただきます。

はじめに、本日の議事録署名者でございますが、中田委員さんと、木内委員さんのお二人にお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日の審議会につきましては、傍聴希望者は0名ということでございますので、ご報告させていただきます。

では、本日の議案の審議に入りたいと存じます。本日の審議は2件でございます。

いずれの議案につきましても、本日の審議会事務局から内容の説明を行い、次回の審議会継続審議とさせていただく予定でございます。

それでは、平成28年10月3日付け28都第230号で諮問がございました、「大垣市都市計画マスタープランの策定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

それでは、説明の方を座らせてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

第1号議案の「大垣市都市計画マスタープランの策定について」ご説明をさせていただきます。

最初に、背景の部分を申し上げますと、人口の減少・少子高齢化が進展する現状におきまして、これまで拡大してきた市街地をコンパクトに集約し、持続可能で安心・快適なまちづくりを進めていくことが重要となってまいりました。

このようなまちづくりを進めるためには、住民に最も身近な地方自治体である市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、都市計画の方針を定める必要がございます。

このため、大垣市では、本年度に「大垣市都市計画マスタープラン」を策定し、長期的視点にたった本市の将来像を明確にすることといたしました。

このマスタープランは、第2号議案の立地適正化計画にも反映されているものでございます。

それでは、お手元にマスタープランの案という本編と、1枚ものの概要版というのがお配りしてございます。青っぽい印刷がしております概要版の方をもとにしてご説明をしてみたいと思います。こちらの方をご覧ください。

マスタープランは、全体で4つの章で構成をしております。

まず、第1章でございますが、計画策定の目的や位置づけ、計画区域や目標年次などを定めております。

最初に「大垣市都市計画マスタープランの目的」でございますが、当計画は、都市づくりの基本理念や土地利用、都市施設の整備に関する基本方針を明らかにすることにより、都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものでございます。

「計画の位置づけ」でございますが、大垣市都市計画マスタープランは、岐阜県が定める「大垣都市計画区域マスタープラン」、及び本市が定める「大垣市第五次総合計画」に即し、他の分野計画との整合を図りながら定めております。

「計画区域」は、都市計画区域でありますので、大垣地域と墨俣地域が対象となります。

「目標年次」といたしましては、県が作っております区域マスタープランの見直しが平成32年に行われますが、この計画の目標年次が、平成52年、20年先を見越して作られますので、それに合わせる形で、大垣市のマスタープランも平成52年を目標と設定としております。

「計画の構成」といたしましては、図で示しておりますが、第1章を計画の大綱とし、計画の目的と位置づけ、計画区域や目標年次を定めております。

第2章では、計画区域の特徴と都市づくりの主要課題として、計画区域の概況ですとか、市民の都市に対する評価などから都市づくりの

課題を掲げております。

第3章では、全体構想として、都市づくりの理念と目標を定め、将来都市構造や都市整備の方針を設定しております。

第4章では、全体を区域別に分け、地域別構想ということで、それぞれの地域の将来地域像と整備目標を定めております。

続きまして第2章でございますが、「計画区域の特徴と都市づくりの主要課題」ということで、都市の特徴や問題点、あるいは市民の都市に対する評価や要望を踏まえまして、5つの課題を掲げております。

1つ目の課題は、「豊かな自然や美しい景観の維持・活用」とし、水や地下水を保全・活用するとともに、街道や宿場など歴史的・文化的資源を維持・活用した個性豊かな都市の形成が必要であるとしております。

2つ目の課題は、「市の活力の維持・向上のための産業立地」とし、ソフトピアジャパン地区の情報産業拠点化や、大垣インターチェンジ、大垣西インターチェンジ周辺地区の産業拠点化など、戦略的な土地利用転換が必要であるとしております。

3つ目の課題は、「中心市街地の活性化」とし、まちなかでのにぎわいの創出や居住の推進を図ることにより、中心市街地の活性化を進めることが必要であるとしております。

4つ目の課題は、「安心して暮らせる安全な住環境づくり」とし、安全・安心の確保された生活環境を創出するため、高齢者が安心して暮らせる生活環境の形成や、道路・公園・下水道などの都市基盤の整備を進めることが必要であるとしております。

5つ目が、「都市機能の集約化」です。持続可能な都市をつくるため、都市機能が集約したコンパクトな都市を形成する必要があるとしております。

これは、後ほど、第2号議案の方にも関連してくるところでございます。

右側に移っていただきまして、第3章の「全体構想」でございます。

第2章で抽出・分析した市の特徴と主要課題を踏まえ、都市計画の理念や目標を設定し、この目標に基づき、将来の都市構造に向けた都市整備の方針を定めるものでございます。

「都市づくりの理念と目標」におきましては、都市づくりの基本理念を「大垣市特有の自然環境や都市の姿を継承しつつ 西濃圏域の中心都市にふさわしいにぎわいと活力にあふれ 安全で安心して暮らせる都市づくり」と掲げております。

その基本理念を基に「都市づくりの目標」といたしまして、「大垣市特有の自然環境や景観を守り、その特徴を活かす都市づくり」、2つ目が「都心の再生と産業集積の強化を図る都市づくり」、3つ目が

「将来も安心して生活できる都市づくり」と定めております。

続きまして、「将来都市構造」におきましては、土地利用、交通軸、継承すべき都市構造の観点から、対象区域や対象路線、対象となる自然・歴史資源を設定しております。

一番下になりますが、「都市整備の方針」におきましては、5つを掲げておりますが、「土地利用の方針」、「都市施設整備の方針」、「自然環境の保全及び都市環境形成の方針」、「景観形成の方針」、「都市防災の方針」を目標としております。

では、裏面の方をご覧ください。

ここから第4章になりますが、「地域別構想」ということで、地域別に都市計画としての課題を整理して、地域それぞれのまちづくり構想を提示するものでございます。

まず、「地域区分の設定」でございますが、地域のコミュニティである自治会を基本単位とし、都市機能の集積状況や土地利用の状況等を勘案し、中央地域、北東部地域、南部地域、西部地域、赤坂地域、墨俣地域の6区分としております。

「地域別まちづくり構想の構成と流れ」におきましては、地域の現況といたしまして、その位置や土地利用状況、人口・世帯数、用途などを分析し、将来地域像と整備目標を設定しております。

各地域の将来地域像につきましては、右のページに記載をしております。各地域の現状から、地域に相応しい将来地域像を設定しております。

「中央地域」は、『水都の歴史を継承する美しい都心の再生により生活・文化・産業の拠点を育成する地域』としております。

「北東部地域」は、『豊かな自然と共生しつつ情報・文教環境を育成する地域』。「南部地域」は、『輪中文化を継承しつつ 広域交通の利便を活かした産業を育成する地域』。「西部地域」は、『豊かな自然環境を保全しつつ 広域交通利便を活かした新たな産業拠点を形成する地域』。「赤坂地域」は、『豊かな歴史や自然と調和した質の高い居住環境を育成する地域』。「墨俣地域」は、『豊かな歴史や自然と調和しつつ快適な生活空間を創造する地域』という形で、将来地域像を掲げております。

これらの地域将来像を具現化するため、地域別に「土地利用の整備方針」、「都市基盤・都市施設の整備方針」、「自然環境保全及び都市環境形成、景観形成等の方針」を定めております。

具体的な整備の内容は、本編の中で、地域別まちづくり方針図として記載をしておりますので、また、後ほどご覧いただければと思います。

以上で第1号議案の説明を終わります。

石原会長

ありがとうございました。
それでは、事務局からの説明がございましたが、ご質問がございましたら、ご発言お願いいたします。
いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。
では、ご発言もないようですので、続きまして、第2号議案といたしまして、平成28年10月3日付け28都第230号の2で諮問のございました、「大垣市立地適正化計画の策定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

それでは、引き続きまして、第2号議案のご説明をさせていただきます。こちらの方も、本編と概要版をお配りしておりますが、茶っぼい縁取りがあります概要版の方でご説明をさせていただきます。
まず、第1章の「立地適正化計画の概要」でございますが、計画策定の概要や位置づけ、計画の前提条件などを記載しております。
まず、「立地適正化計画の概要」でございますが、全国的に急激な人口減少と高齢化が進む中で、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直していくことが重要になってきております。
このような背景を踏まえまして、平成26年8月に都市再生特別措置法の一部が改正され、市町村が「立地適正化計画」を策定できることになりました。
立地適正化計画は、都市全体の構造を見渡し、「コンパクト＋ネットワーク」の考え方で住宅と生活サービスに関連する医療、福祉、商業等の利便施設がまとまって立地するよう、ゆるやかに誘導を図りながら、公共交通と連携したまちづくりを進めるものでございます。
続いて「立地適正化計画で定める事項」でございますが、都市再生特別措置法に基づき、「住宅及び都市機能誘導施設の立地の適正化に関する基本的な方針」、「住宅及び都市機能誘導施設の立地の適正化を図る区域として居住誘導区域、都市機能誘導区域」、「居住誘導区域に居住を誘導するための施策」、「都市機能誘導区域に誘導すべき施設及び当該施設の立地を誘導するための施策」などの事項を定めることになっております。
下のイメージ図の方をご覧ください。
赤色で着色してあります区域が都市機能誘導区域で、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域でございます。

これらの区域には、都市機能誘導施設としまして、区域内に誘導すべき医療、福祉、商業等の都市の居住者の福祉や利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与する施設を設定いたします。

次に、青色で着色しておりますのが、居住誘導区域でございます。居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導する区域でございます。

いずれの区域も、市街化区域内に設定する必要があります。

続いて、右ページの方をご覧ください。「大垣市立地適正化計画の位置づけ」でございますが、図に示しておりますとおり、本市が定める「第五次総合計画 後期基本計画」、及び岐阜県が策定しております「大垣都市計画区域マスタープラン」に即して策定し、様々な分野の計画との整合を図りながら定めることとしております。

次に、下の「計画の前提」でございますが、「計画区域」は、都市計画区域でございます大垣地域、墨俣地域としております。

「目標年次」は、上位計画である大垣市都市計画マスタープランが展望する平成52年と合せております。

また、計画策定後は、概ね5年ごとに計画の評価を行い、必要に応じて見直しをしていくこととなります。

「計画人口」は、市の目指すべき人口の将来展望を示した「大垣市人口ビジョン」を基本にし、平成52年の想定されております人口、約15万人としております。

本計画の「将来都市構造」は、上位計画である大垣市都市計画マスタープランに示される将来都市構造をもとに、持続可能な都市を目指すために、医療・福祉施設、商業施設や住居等の集約化を図るものとしております。

続いて、裏側の方をご覧ください。

ここまで、今回は全体ではなく、適正化計画の中のまちづくり方針案の部分を示しております。

まず、最初に、第2章として「都市の沿革」という章を設けておりますが、こちらの章では、都市構造を検討するにあって必要となる都市の沿革について、周辺町村の編入を経て現在の市域を形成した経緯や、本市中心部から外延的に拡大した市街地形成の経緯などを整理しております。

次の第3章「現状及び将来見通しにおける都市構造上の課題分析」におきましては、本市の都市構造上の課題を分析するため、現状及び将来推計に基づく人口、土地利用の動向、医療施設・福祉施設・商業施設・公共交通といった生活サービス施設の充足率、災害の危険度な

どを分析しております。

次に、第4章の「まちづくり方針」でございますが、こちらの章では、第2章の「都市の沿革」や第3章の「都市構造上の課題分析」をもとにして、4つの基本方針を定め、この基本方針をもとに、都市機能誘導区域と居住誘導区域の設定方針や都市機能誘導施設の候補を設定しております。

「立地の適正化に関する基本的な方針」をご覧ください。

基本方針の1は「都市の中心部の再生」といたしまして、様々な都市機能が集積し、生活利便性の高い地区である中心地に居住を誘導し、都市機能の充実を図ることとしております。

基本方針の2は「生活拠点の維持・充実」といたしまして、赤坂地区や墨俣地区のように宿場町として歴史的に形成された地区などを地域の生活拠点として維持・形成を図ることとし、中心部との公共ネットワークを維持・充実することにより、暮らしやすい地域生活圏の形成を目指すこととしております。

基本方針の3は「居住空間の再構築」としまして、居住を誘導する区域においては、快適で利便性の高い居住空間を創出することにより、子育て世代の定住化を推進するとともに、高齢者をはじめとする住民が、歩いて暮らせるまちづくりを進めることとしております。

基本方針の4は「災害に強い都市の形成」といたしまして、中心拠点や地域の生活拠点に災害対策に必要となる都市機能の充実を図ることとしております。

引き続きまして、右側の「基本方針に基づく各誘導区域の方針」をご覧ください。

ここでは、先ほどの4つの基本方針をもとに、都市機能誘導区域や居住誘導区域の設定方針、都市機能誘導施設の候補を記載しております。

最初に、都市機能誘導区域の設定方針ですが、都市の中心拠点と地域の中心拠点を設定することとしております。都市の中心拠点については、中心市街地活性化基本計画が対象とする区域を中心にして設定する方針でございます。また、地域の生活拠点については、地域公共交通の利便性や医療、福祉、商業施設の集積状況、歴史的要素などを考慮して設定する方針でございます。

次の誘導施設といたしまして、都市の中心拠点については、都市の魅力向上施設といたしまして、歴史・文化・自然などの地域資源を活かした施設を維持・誘導することとし、芸術文化施設、スポーツ関連施設、親水施設や駅前広場などを誘導施設の候補としております。

また、日常生活サービス施設といたしまして、子育て世代を中心とした定住化を促進するため、安心して子育てができる環境に寄与する

施設、高齢者の安心で快適な暮らしに寄与する施設として、医療、福祉、商業、子育て支援施設などを維持・誘導する方針でございます。

また、コンパクトかつ災害に強いまちづくりを進めるため、災害対策施設を維持・誘導することとしまして、災害時の行政拠点や避難場所となりえる都市公園、地区センターなどを候補施設に挙げております。

次に、地域の生活拠点への誘導施設といたしまして、日常生活サービス施設として、医療、福祉、商業、子育て支援施設、災害対策施設として、災害時の行政拠点や避難場所となりうる、都市公園や地区センターを候補施設として挙げております。

また、居住誘導区域につきましては、公共交通や徒歩により、都市機能誘導区域にアクセスが容易な区域を設定する方針としております。

最後に、居住誘導区域に含まれない市街化区域内の地区は、ゆとりある良好な住環境の保全・形成を図ることとしております。

以上が、まちづくり方針案の説明でございます。

石原会長

ありがとうございました。

それでは、事務局からの説明がございましたが、ご質問がございましたら、ご発言お願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。何かご不明な点がございましたら、ご質問をお願いしたいと思いますけれども。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。本日の2件の議案につきましては、11月4日に予定しております審議会で、継続審議とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

本日予定されている議案は以上でございますが、事務局から、報告事項があるとのことです。

それでは、事務局より報告をお願いいたします。

事務局

(都市施設課長)

都市施設課長の廣瀬です。どうぞよろしくお願いいたします。

座って説明の方をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、大垣市都市計画道路の見直し基本方針（案）について報告させていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料「大垣市都市計画道路の見直し基本方針（案）」をご覧くださいと思います。一番下の白い資料になります。

はじめに、基本方針作成の目的でございますが、都市計画道路は都市計画決定から何十年も経過しているものの、未だ整備が進んでいな

い路線があり、平成28年3月31日現在の都市計画道路の整備状況は約67%にとどまっております。また、人口減少・少子高齢社会の到来を迎え、社会情勢が大きく変化している中、人口減少・成熟型社会に合った都市計画道路にするために、見直し基本方針を作成するものでございます。

まず、1ページから11ページにつきましては、都市計画道路の概要として、機能、整備状況、今現在の数値、人口・交通量・道路事業費等の基本情報を示しております。申し訳ありませんが、細部におきましては、本審議会後に、ご確認いただきますようお願いいたします。

恐れ入りますが12ページの方をご覧いただきたいと思っております。

見直しの基本的な考え方については、12ページのとおりですが、国の「都市計画運用指針」や、県の「見直し方針（案）」等の考えを参考にし、「大垣都市計画区域マスタープラン」、「大垣市都市計画マスタープラン」、「大垣市立地適正化計画」との整合を図っております。

次に、路線の選定・区間の設定について説明させていただきます。

路線については、未整備路線を対象としますが、神田高湊線・大垣関ヶ原線は、一部未整備区間もあるため、この2路線は対象とし、市内全38路線の内、東海環状自動車道を除く24路線を対象とします。

さらに、24路線の内、部分的に整備済みの区間もあるため、路線で検証するのではなく、整備状況や交通量の大きく変化する交差点などで、路線を区間ごとに分割し検証していきたいと考えております。区間については、65区間となります。

恐れ入りますが14ページをご覧いただきたいと思っております。

整備方針の判断手法は、14ページの図6の2に示しておりますが、(1)の必要性の検証、(2)の代替性の検証、(3)の妥当性の検証を順番に行います。

必要性の検証につきましては、「都市圏全体としての道路機能」や「地域・沿線としての道路機能」を評価し、必要性の高いか低いかを検証します。低い場合は「計画廃止候補」、高い場合は代替性の検証に進みます。

なお、評価項目につきましては、「都市圏全体としての道路機能」においては、自動車交通機能、混雑緩和などの5項目を「地域・沿線としての道路機能」においては、歩行者交通機能、教育・医療施設などの9項目を評価するもので、15ページ、16ページに示しております。

次に、代替性の検証につきましては、「必要機能に対する代替路線の有無」について評価します。代替性がある場合は、計画廃止候補となり、ない場合は、妥当性の検証へ進みます。

妥当性の検証につきましては、「規模の妥当性」や「配置の妥当性」を評価し、高いか低いかを検証していきます。評価が低い場合は、計画変更候補（線形・幅員）となり、高い場合は、計画存続候補となります。評価項目については、「規模の妥当性」においては、構造令との整合などの3項目を、「配置の妥当性」は、まず物理的・地形制約の大規模構造物の発生の有無、こちらについては、河川とか鉄道です。さらに、物理的・地形制約の支障物件などの5項目を評価するもので18、19ページに示しております。

その後、（4）番の整備方針（仮）の計画存続候補、計画変更候補（線形・幅員）、計画廃止候補の路線について、（5）の「再編道路網の検証」を行います。こちらは、廃止後による道路網の影響をネットワークによって検証するものです。

それを踏まえ、計画存続候補、計画変更候補（線形・幅員）、計画廃止候補をそれぞれ最終決定します。

最後に、この大垣市都市計画道路の見直し基本方針（案）につきましては、今後の審議会において、継続審議していただき、平成28年度末に公表していきたいと考えております。

以上で、「大垣市都市計画道路の見直し基本方針（案）」についての報告を終わらせて頂きます。よろしく願いいたします。

石原会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から報告がございましたが、ご質問がありましたら、ご発言を願います。

いかがでしょうか。

事務局

（都市計画部長）

議長。すいません。補足だけ。

石原会長

はい。田中部長。

事務局

（都市計画部長）

第1号議案、第2号議案ということで、市のマスタープランと立地適正化計画を、正式な議案として今日諮問させていただきました。今、都市施設課長が説明いたしました「都市計画道路の見直し基本方針」については、正式に、まだ諮問という形ではなくて、今日はとりあえず頭出しですね。今日は、報告事項として、次回11月に審議会をまたお願いしますので、その時には、正式に諮問という形で出させていただきますと考えております。とりあえず、現段階でまとまった内容を、今日は報告をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

石原会長

田中部長様からお話がありましたけれども、今日のご報告ということで、何かご質問等ございましたらお願いします。

岩井哲二委員

はい。

石原会長

はいどうぞ。

岩井哲二委員

何もないようですので、一言だけ意見を述べさせていただきたいと思うんですけども。

かねてから部長さんたちにお話ししてมาすように、都市というものはやっぱり、僕は生き物だと、そう思い続けているんですけども、今まで出てますまちづくり、立地適正化、マスタープランとか、この都市計画道路に関しましても、現状を見据えてどうのこうのという判断は避けていただきたい。十年や二十年というスパンでもなしに、五十年百年のスパンをみて、色々、普段から計画していただきたいというふうに思います。

都市計画道路に関しまして、ある反面、普段はあまり必要性がないだろう、これは作ってもあまり意味がないだろうという都市計画道路であっても、それが作られることによって、大垣市の都市形態が大きく変わってしまう道路が多々見受けられると思うわけです。

僕、非常に残念に思っているのは、西インターチェンジ周辺が、未だ何もどういう計画をなされるかというのがはっきり出てこないのは非常に残念なんですけど。この後、東海環状、大野・神戸インターができたり、養老の方まで延びていくわけですけども、最後には完成した姿になったときに、大垣西インターが、どう大垣の中で位置付けられていくかというのが、今後、都市計画道路の整備によって大きく変わってくると思いますし、僕は、あの辺りを積極的に整備していく必要があるのではないかと思いますので、その辺りを踏まえて、この都市計画道路もそうですし、立地適正化計画、マスタープランすべてにおいて、都市計画のみならず、他部局においても検討していただきたいと思います。以上です。

石原会長

はい、ありがとうございます。

何か事務局の方から、ご発言がございましたらお願いします。

事務局

(都市計画部長)

すべて、3議題が関連しております。先を見通した計画づくり、そういう視点は必要だというご意見だと思います。まさしくそのとおりで、中長期的な視点に立った計画づくりをしてまいりたいと思いますので、よろしく願いたします。

石原会長

岩井委員さん、よろしいでしょうか。

岩井哲二委員

はい。

石原会長

そのほかに何かご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

ご発言もないようですので、報告については以上とさせていただきます。

続きまして、事務局からもう一点、連絡事項があるとのことです。

それでは、事務局より連絡の方をお願いいたします。

事務局

(都市計画課長)

次回の審議会についてでございますけど、今回の議案は継続議案ということになっておりますので、「大垣市都市計画マスタープランの策定について」、「立地適正化計画の策定について」、「都市計画道路の見直し基本方針について」の3件を議案といたしまして、11月4日に開催をする予定をしております。

お時間ですとか会場につきましては、また改めてご連絡を申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

また、ご案内の際に、今回の内容につきまして、質問用紙の方をお送りさせていただきたいと思っておりますので、審議会当日の、ある意味、時間短縮ということもございますので、3議案につきまして、もしも事前にご質問等ございましたら、また事務局の方へお寄せいただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

この質問等に関しましては、次回の審議会で、まず、最初に回答させていただく予定でおります。以上、ご連絡でございます。よろしくお願ひします。

石原会長

よろしいでしょうか

それでは、これもちまして閉会といたしたいと存じます。どうもありがとうございました。

(閉会時刻 午後1時55分)